

(現 行)

[記載例]

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日
* 輸出許可又は承認証番号
申請者 (氏名又は名称) 印
(住所)
担当者 (所属部署名)
(氏名)
(電話番号) () 内線

1 . 申請の理由

今般、弊社は下記のとおり輸出契約を締結しました。当該貨物については、輸出貿易管理令別表第1の2の項(1.2)及び6の項(2)・16の項(6)に該当しますので輸出(許可・承認)申請書を提出します。

2 . 申請の内容

1 . 輸出しようとしている貨物名、メーカー名、数量及び価額 (附属品等を除く。)				
貨物名	別 1	メーカー名	数量	価 額
(MODEL:ABC-123)	2-12 1条14号イ	機械(株)	1 SET	US\$300,000.00
SYSTEM (TYPE:MITI555)	6-2 5条2号イ 16-6 14条の2 ・6号イ	(株) 製作所	1 SET	US\$100,000.00
(輸出許可・承認申請に係る総価額)				US\$400,000.00
2 . 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物 (同表の5から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当する場合を含む。) の輸出の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第4号イの規定に該当 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の次の規定に該当 (<input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号、 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号、 <input type="checkbox"/> 第4号、 <input type="checkbox"/> 第5号、 <input type="checkbox"/> 第6号) <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第4号ロの規定に該当				
3 . 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) を全て記載。) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地) の貨物 成田 (航空機) Direct JAKARTA/INDONESIA の貨物 横浜 (船) HONG KONG JAKARTA/INDONESIA				
4 . 輸入者の名称、所在地及び概略 (事業内容、従業員数等。以下同じ。) 買主 (名称) INDUSTRIAL TRADING CORP. (所在地) HONG KONG (概 略) 一般工作機械輸入、販売業務 ・従業員数40人・日本資本51% (社長は日本人) ・資本金は1億円 荷受人 (名称) DEVELOPMENT CORP. (所在地) , JAKARTA, INDONESIA (概 略) 一般工作機械組立、販売及びアフターサービス業務 ・従業員数30人・資本金 US\$200,000				
5 . 需要者の名称、所在地及び概略並びに1 . で記載した貨物の設置 (使用) 予定工場等の名称及び所在地 (名称) MANUFACTURING CO., LTD (所在地) , JAKARTA, INDONESIA (概 略) 金属加工、金型製造 (日本国 社から技術導入) ・従業員数150人・資本金 US\$500,000 (設置場所) 本社工場 (, JAKARTA, INDONESIA)				
6 . 需要の概要 (1 . で記載した貨物の使用目的及び使用方法等) 及び の貨物を5 . 需要者の本社工場で設置した後、同工場にて <u>プラスチック金型の加工</u> に使用する。				

(改正案)

[記載例]

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日
* 輸出許可又は承認証番号
申請者 (記名押印又は署名)
(住所)
担当者 (所属部署名)
(氏名)
(電話番号) () 内線

1. 申請の理由

今般、弊社は下記のとおり輸出契約を締結しました。当該貨物については、輸出貿易管理令別表第1の2の項(12)及び6の項(2)に該当しますので輸出(許可・承認)申請書を提出します。

2. 申請の内容

1. 輸出しようとしている貨物名、メーカー名、数量及び価額(附属品等を除く。)				
貨物名	別	メーカー名	数量	価額
(MODEL:ABC-123)	2-12	機械(株)	1 SET	US\$300,000.00
SYSTEM (TYPE:METI555)	1条14号イ	(株) 製作所	1 SET	US\$100,000.00
	6-2			
	5条2号イ			
(輸出許可・承認申請に係る総価額)				US\$400,000.00
2. 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合				
<input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第3号イの規定に該当 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」 の次の規定に該当 (<input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号、 <input type="checkbox"/> 第3号)				
<input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令第4条第1項第3号ロの規定に該当				
3. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)を全て記載。)				
	(積出港)	(経由地)	(最終仕向地及び通関地)	
の貨物	成田(航空機)	Direct	JAKARTA/INDONESIA	
の貨物	横浜(船)	HONG KONG	JAKARTA/INDONESIA	
4. 輸入者の名称、所在地及び概略(事業内容、従業員数等。以下同じ。)				
買主(名称)	INDUSTRIAL TRADING CORP.			
(所在地)	HONG KONG			
(概略)	一般工作機械輸入、販売業務 ・従業員数40人・日本資本51%(社長は日本人)・資本金は1億円			
荷受人(名称)	DEVELOPMENT CORP.			
(所在地)	, JAKARTA, INDONESIA			
(概略)	一般工作機械組立、販売及びアフターサービス業務 ・従業員数30人・資本金 US\$200,000			
5. 需要者の名称、所在地及び概略並びに1.で記載した貨物の設置(使用)予定工場等の名称及び所在地				
(名称)	MANUFACTURING CO., LTD			
(所在地)	, JAKARTA, INDONESIA			
(概略)	金属加工、金型製造(日本国 社から技術導入) ・従業員数150人・資本金 US\$500,000			
(設置場所)	本社工場(, JAKARTA, INDONESIA)			
6. 需要の概要(1.で記載した貨物の使用目的及び使用方法等) 及び の貨物を5.需要者の本社工場で設置した後、同工場にて携帯電話用の金型の加工に使用する。				